所沢都市計画事業(仮称)三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業 環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会 小委員会の意見について

所沢都市計画事業(仮称)三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業については、下記の 事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 周辺に存在する大森調節池について、工事に伴う濁水の流入や、湧水への影響が生じないようにすること。
- (2) 近年の気象災害事例を踏まえ、調節池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調節池を設置すること。

なお、調節池設置後の状況について、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように継続的観測の実施が望ましい。

- (3) 温室効果ガス排出量については、所沢市のカーボンニュートラル宣言との整合が 図られるよう、造成事業を検討し、また進出企業へ働きかけること。
- (4) 計画地は平坦な地形であることから、特に計画地近傍における進出企業の施設による圧迫感について配慮する必要がある。

当該圧迫感が軽減できるよう、建築計画や緑化計画を検討すること。

2 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。

開発にあたり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

3 廃棄物

事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

4 事後調査

(1) 騒音

計画地内を新設道路が通行することとなるため、現況値と予測値を直接比較できない部分がある。

当該地点における予測値は道路形状や幅員が類似している別地点の現況値や将来予測交通量を元とした予測結果であることから、当該不確実性を考慮し、新設道路開通による影響について事後調査により確認を行い、必要に応じて環境保全措置を追加すること。

(2) 土壌·廃棄物

廃棄物対策工事における造成等の工事による影響において、実施予定としている廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査として位置付けることを検討すること。

(3) 水質

計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時等において 浮遊物質量が環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響 を把握するため事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さら なる水質の悪化が生じないようにすること。